

○高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例

平成17年3月29日条例第5号

改正

平成23年3月23日条例第9号

平成26年3月25日条例第29号

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年高知県条例第2号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題について県民の理解及び認識を深め、その解決を図るとともに、県民の福祉の向上に寄与するため、人権思想の普及高揚に係る啓発等の用に供する施設として、高知県立人権啓発センター（以下「センター」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理）

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、センターのホールの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可等）

第5条 センターのホール、視聴覚室又は図書資料室兼閲覧室（次項第4号において「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

（3） センターの管理上支障があると認めるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

（1） 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

（2） 利用者が許可の条件に違反したとき。

（3） 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

（4） 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（使用料）

第7条 センターのホールの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該各号に掲げる額にそれぞれ加えて得た額（当該額に

10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の使用料を県に納付しなければならない。

(1) 午前9時から午後5時までの利用 16,560円以内で規則で定める額

(2) 前号に掲げる時間以外の時間の利用及び第3条に規定する休館日の利用 1時間当たり
3,940円

2 前項の場合において、利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するときは、規則で定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該規則で定める額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算するものとする。

(使用料の減免)

第8条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

第10条 センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第6条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 第7条に規定する使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

(3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第12条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類
(指定管理者の指定等)

第13条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) センターの設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第16条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 業務に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの
(業務報告の聴取等)

第15条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第17条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第13条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第13条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第16条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行

為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第12条及び第13条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条の規定に基づき委託している高知県立人権啓発センターの管理については、平成18年9月1日（同日前に改正後の条例第13条第1項の規定による指定をした場合は、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

5 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表58の項中「（昭和58年高知県条例第2号）第4条」を「（平成17年高知県条例第5号）第7条」に改める。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)